

広島県告示第五百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
船越四丁目 (四七九二二)	広島県広島市安芸区船越四丁目地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
崩壊急傾斜地の 次の図のとおり	表区域 示の		
船越四丁目 (四七九二二)	区域の名称		
崩壊急傾斜地の 次の図のとおり	の自然現象による土砂災害 の自然現象による土砂災害 の自然現象による土砂災害 の自然現象による土砂災害		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。